

広尾町ボランティアセンター連絡協議会規約

(名称および事務所)

第1条 この会は、広尾町ボランティアセンター連絡協議会（以下「本会」という）と称し、事務所を広尾町社会福祉協議会に置く。

(目的)

第2条 本会は、町内のボランティア団体等の持つ固有の活動を尊重しながら、ボランティア団体等が行う事業や活動内容を交流し、相互に連携を保ちながら連絡調整を図り、町内のボランティア活動の推進を図ることを目的とする。

(会員および組織)

第3条 本会は、ボランティア活動の推進に係る団体並びに有志ボランティアで組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動に関する情報の交換
- (2) ボランティア活動に関する研修等の開催
- (3) ボランティア活動推進のための調査、研究、開発
- (4) ボランティア活動の相互協力
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

理 事 若干名

2 前項の役員は総会において選出する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員 の 職務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会長事故あるときの代理者は、あらかじめ会長の指名した順によるものとする。

(会 議)

第8条 本会の会議は、定期総会および臨時総会、役員会とする。

- 2 会議は会長が召集し議長となる。
- 3 定期総会は毎年1回開催し、臨時総会および役員会は会長が必要と認めたときにこれを開く。
- 4 総会に附議すべき事項は次のとおりとする。
 - (1) 規約の制定および改廃
 - (2) 事業計画および事業報告
 - (3) 役員 の 選出
 - (4) その他重要な事項

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委 任)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成17年 2月 4日から施行する。

この規約は、平成28年 6月17日から施行する。

この規約は、平成30年 7月11日から施行する。

この規約は、令和 4年 8月 2日から執行する。